

どのように手続きをするの？

申込みをする者（補助事業者）は**リフォーム工事の施工業者**又は**買取再販事業者**です。補助金は、**リフォーム工事の施工業者が申請する場合は発注者に還元されます。**（買取再販業者が申請する場合は、補助金は買取再販業者に交付されます。）

●自ら所有する住宅をリフォームする場合



□ **リフォーム工事の請負契約の締結**が必要です。

工事請負契約に基づかない場合は、補助金の申請はできません。
（例：施工業者が自宅や自社物件について自ら施工する等）

□ **共同事業実施規約の締結**が必要です。

発注者と施工業者は、**共同事業実施規約を締結し、交付申請時に提出**していただきます。共同事業実施規約においては、補助金の交付を受けるためにお互いに確認すべき事項が定められており、補助金の還元方法についても、以下のいずれかを宣言していただきます。

<還元方法>

- ①発注者は、請負契約額の全額を施工業者に支払い、施工業者が補助金受領後に、施工業者から発注者に補助金が支払われる方式 → **現金の支払い**
- ②発注者は、請負契約額から補助金相当分を除いた額を施工業者に支払い、補助金は施工業者に支払われる方式 → **発注者の施工業者に対する債務と相殺**

●買取再販業者がリフォームをする場合



<注意>

買取再販業者は、住宅の購入者に対し、対象の住宅が本補助金の交付を受けたことを売買契約を締結する前に当該購入者に説明すること。

問合せ先

詳しくはこちら：https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

■事務事業者

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

- 交付申請、完了実績報告等の手続きに関するお問い合わせ

メールアドレス toiawase@choki-r-shien.com
FAX番号 03-5229-3571
電話番号 03-5229-7568

受付 平日 月・火・木・金(水曜除く)
10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

※感染症予防の観点より、受付日時の変更を行うことがあります
※問合せは電子メール又はFAXをお願いします。

■評価事業者

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

- 交付申請前の住宅性能に関する技術的相談
- 事業者登録に関するお問い合わせ

メールアドレス soudan@choki-reform.com
FAX番号 03-5805-0533
電話番号 03-5805-0522

受付 平日 月・火・木・金(水曜除く)
10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

※感染症予防の観点より、受付日時の変更を行うことがあります
※問合せは電子メール又はFAXをお願いします。

国土交通省住宅局住宅生産課 (代表) 03-5253-8111

令和3年度当初予算事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う事業です。

どのような建物が対象なの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の**戸建住宅、共同住宅いずれも対象**となります。事務所や店舗などの住宅以外の建物は対象外です。

どんな費用が補助対象になるの？

住宅の性能向上リフォーム工事費などが補助対象となります。

その他、複数世帯が同居しやすい住宅とするためのリフォーム工事費（三世帯同居対応改修工事費）や子育てしやすい環境整備のためのリフォーム工事費（子育て世帯向け改修工事費）、インスペクション等の費用も補助対象になります。

性能向上リフォーム工事費

① 劣化対策や耐震性、省エネ対策など**特定の性能項目を一定の基準まで向上させる工事**

特定の性能項目： 構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性
高齢者等対策（共同住宅のみ）、可変性（共同住宅のみ）

省エネルギー対策

例) 断熱サッシへの交換
高効率給湯器への交換

耐震性

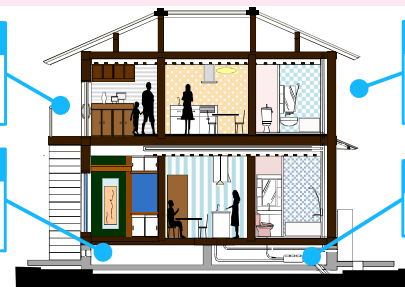
例) 耐力壁の増設
屋根の軽量化

構造躯体等の劣化対策

例) 床下の防腐・防蟻処理
ユニットバスへの交換

維持管理・更新

例) 給水・排水管の更新



② ①以外の性能向上工事

バリアフリー改修工事

例) 手すりの設置、床段差の解消

インスペクションで指摘を受けた箇所の補修工事

例) 外壁の塗装、屋根の張り替え、雨樋の交換

テレワーク環境整備改修工事

例) 部屋を仕切る間仕切壁や建具等の設置

高齢者に備えた住まいへの改修工事

例) 玄関スペースの拡大、未使用の部屋の別用途化

三世帯同居対応改修工事費

キッチン・浴室・トイレ・玄関の**増設工事**

リフォーム後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あることが必要です

子育て世帯向け改修工事費

若者・子育て世帯が実施する
子育てしやすい環境整備に資する改修工事

工事の例 住宅内の事故防止、子どもの様子の見守り、不審者の侵入防止、災害への備え等

防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事

自然災害に対応する改修工事 工事の例 地震災害・台風（風災害）・水害への備え、電力・水の確保 等

補助金はいくらもらえるの？

● **補助率：1/3**（上記の補助対象リフォーム工事費等の合計の1/3の額が補助されます）

● **補助限度額**：リフォーム後の住宅性能に応じて3つの補助限度額を設定しています。

	リフォーム後の住宅性能	補助限度額
①	長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸（150万円/戸）
②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円/戸（250万円/戸）
③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸（300万円/戸）

（ ）内は、三世帯同居対応改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯又は既存住宅の購入者が改修工事を実施する場合